

# 株主総会の開催方法

実開催有		実開催無	
人を同じ場所に集める場合	人を同じ場所に集めない場合		
開催方法	総会が開催されている場所に向く方法	テレビ会議又は電話会議等により行う方法	書面又は電磁的記録のみで決議を行う方法
手続きの流れ	<p>総会議案の決定</p> <p>招集通知</p> <p>株主総会開催 (委任表決での行使可能)</p>	<p>総会議案の決定</p> <p>招集通知</p> <p>株主総会開催 (委任表決での行使可能)</p>	<p>総会議案の提案</p> <p>株主全員賛成の意思表示 (書面、メール等)</p> <p>決議成立</p>
メリット		<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠方株主の参加機会の拡大</li> <li>・参加方法の多様化で株主重視をアピール出来る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・招集通知や会場を準備する必要がない</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非常時に開催が難しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主催側、参加者双方の環境整備が必要</li> <li>・事前にルールの取り決めが不可欠</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・株主全員の賛成が必要になる</li> </ul>

# 取締役会の開催方法

		実開催有		実開催無
		人を同じ場所に集める場合	人を同じ場所に集めない場合	
開催方法		取締役会が開催されている場 所に出向く方法	テレビ会議又は電話会議等 により行う方法	書面又は電磁的記録のみで決 議を行う方法 (定款に決議がで きる旨の定めが必要)
手続きの流れ		取締役会議案の決定  招集通知  取締役会開催 (委任表決不可)	取締役会議案の決定  招集通知  取締役会開催 (委任表決不可) テレビ会議等で出席した者も 議決権行使可能	取締役会議案の決定  取締役員賛成の意思表示 (書面、メール等) 監査役がいる場合は監査役 に異議がないことが必要  決議成立
メリット		・直接対面することにより、迅速な意 思決定ができる	・遠方取締役の参加機会の拡大	・招集通知や会場を準備する必要 がない
デメリット		・開催場所に出向く必要があるため 負担が増える	・参加者の環境整備が必要 ・事前にルールの取り決めが不可欠	・取締役全員の賛成が必要になる ・安易に書面決議にすると経営判断 上の責任を問われる可能性がある

## ■ 取締役会の決議省略

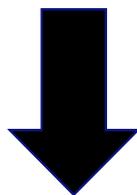
→定款に定めることで、取締役全員の同意(書面又は電磁的記録)があり、かつ監査役設置会社の場合、監査役が異議を述べなかったときは、**取締役会を現実に開催することなく、その議案を可決する決議があったとみなすことができます。**

## ■ 株主総会の定足数削減又は緩和

→普通決議の場合、株主の議決権の過半数が出席することが原則ですが、定款で**定足数を削除(但し、役員を選任・解任に関しては3分の1より軽減は不可)**することができます。

## 取締役・監査役の任期延長

→**取締役、監査役の任期を10年に伸張**できます。これにより、重任登記手続きの頻度が少なくなります。



# 定款無料診断